

秋草葬斎場の設備更新に係る  
事業者選定発注者支援業務等委託

プロポーザル実施要領

平成 28 年 6 月

別杵速見地域広域市町村圏事務組合

## はじめに

本業務は、別杵速見地域広域市町村圏事務組合が秋草葬斎場の再整備にあたり、既存葬斎場の改修および一部増築をDB方式(設計・施工一括発注方式)にて事業を進めていくにあたり、施設稼働を行いながらの「既存建物改修および排ガス処理棟の増築」、「炉設備更新および高度排ガス処理設備の設置」、「長期的な施設の性能保証及び安定稼働性、耐用性の確保」、「周辺環境への総合的な配慮」のための高い能力が求められることから高度技術提案型総合評価方式にて事業者の募集、選定を行っていくことを前提に、公募の一連のプロセスにおいて、公表すべき書類等の作成、応募者の選定等に係る資料作成、選定委員会の運営に関連した作業、並びに技術・法務等のきわめて高い専門的な知識やノウハウについて支援を受けることを目的とする。

### 1 プロポーザルの目的

秋草葬斎場の再整備にあたっては、競争性と透明性が高く、公正・公平性が確保されるように計画され、総合的に品質・経済性の面で優れた工事が施工されることが求められているため、葬斎場施設と事業者選定の発注支援に関する広範囲の知識及び高度な専門能力を有している専門家の支援を受けることにより、質の高い業務の実施を目指している。については、秋草葬斎場の設備更新に係る事業者選定発注者支援業務を適正かつ確実に遂行できる能力を有するコンサルタントの選定を目的に公募型プロポーザルを実施するものである。

### 2 委託業務の内容

#### (1) 委託業務名

秋草葬斎場の設備更新に係る事業者選定発注者支援業務等委託

#### (2) 対象施設

秋草葬斎場

#### (3) 委託業務の内容

別紙仕様書によるものとする。概要については、以下のとおりとする。

① 発注者支援業務(アドバイザー業務)

② 環境影響評価

#### (4) 委託期間

契約締結日 ～ 平成30年3月31日

#### (5) 委託限度額

49,442,400円(消費税及び地方消費税を含む。)

なお、各年度の限度額は次のとおりとする。

平成28年度 24,472,800円(消費税及び地方消費税を含む。)

平成29年度 24,969,600円(消費税及び地方消費税を含む。)

### 3 委託事業者選定方法

事業者から募集した企画提案を受け、最優秀企画提案事業者と業務履行に必要な協議を行う。

協議が整った場合は当該事業者から見積書を徴収し、内容を精査の上、随意契約による業務委託契約を締結する。

#### 4 参加資格

このプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たすものであること。

##### (1) 業種区分：土木コンサル

別杵速見地域広域市町村圏事務組合入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。

##### (2) 本店等の所在地

沖縄県を除く九州管内に本店または別杵速見地域広域市町村圏事務組合との契約について委任を受けた支店等があること。

##### (3) 同種業務または類似業務として認める業務実績（過去10年間）

以下に示す「火葬場」、「発注者支援」、「環境影響評価」の各分野における同種または類似の実績のいずれかを有するもの。

●火葬場 同種業務：地方公共団体から発注された火葬場に係る基本計画、基本設計、実施設計のいずれかの実績

類似業務：地方公共団体から発注された建築物改修設計業務で延床面積 1,500 m<sup>2</sup>以上

地方公共団体から発注された廃棄物処理施設に係る基本計画、基本設計、実施設計のいずれかの実績

●発注者支援 同種業務：地方公共団体から発注された火葬場の発注者支援業務（要求水準書の作成、総合評価落札方式またはプロポーザル方式の評価基準作成及び落札者選定）など選定支援業務

類似業務：地方公共団体から発注された廃棄物処理施設の発注者支援業務（要求水準書の作成、総合評価落札方式またはプロポーザル方式の評価基準作成及び落札者選定）など選定支援業務

●環境影響評価 同種業務：地方公共団体から発注された火葬場の環境影響評価

類似業務：地方公共団体から発注された廃棄物処理施設の環境影響評価

##### (4) 配置予定担当技術者の要件

①～⑤の技術者は、以下の資格・実績要件（同種、類似業務）を有する者とし、本業務の公告日現在において、3カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者であること。直接雇用関係を確認できる書類として、健康保険証の写しを添付すること。その他本事業に有益な資格（例：CASBEE 建築評価員・石綿作業主任者・特殊建築物等調査資格者・管理建築士）・実績について加点評価を行う場合がある。

###### ①「管理技術者（統括責任者）」

一級建築士資格を有し「発注者支援」の同種あるいは類似業務の実績を有する者。

###### ②「照査技術者」

一級建築士または技術士（総合技術監理部門の「衛生工学—廃棄物管理」）、技術士（衛生工学部門の「廃棄物管理」）、RCCM の資格（専門部門の「廃棄物」）のいずれかの資格を有し「火葬場」、

「発注者支援」、「環境影響評価」のいずれかの同種あるいは類似業務の実績を有する者。

③「建築担当責任者（副統括責任者）」

一級建築士資格を有し、「火葬場」の同種あるいは類似業務の実績を有する者。

④「発注者支援責任者（副統括責任者）」

技術士（総合技術監理部門の「衛生工学—廃棄物管理」）、技術士（衛生工学部門の「廃棄物管理」）、RCCMの資格（専門部門の「廃棄物」）のいずれかの資格を有し「発注者支援」の同種あるいは類似業務の実績を有する者。

⑤「環境影響評価責任者（副統括責任者）」

技術士（総合技術監理部門の「建設部門—建設環境」）、技術士（建設部門の「建設環境」）、技術士（環境部門の「環境影響評価」）のいずれかの資格を有し「環境影響評価」の同種あるいは類似業務の実績を有する者。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団または暴力団の構成員もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にない事業者であること。

## 5 提出書類

参加意思のある者は、次の書類を作成し提出すること。

①参加意思確認書 1部

②会社概要書 (様式1) 1部

③業務実績報告書 (様式2) 1部※実績を示す契約書等の写しを添付すること。

④担当者経歴書 (様式3) 1部※資格証の写しを添付すること。

※上記書類及び実施要領等の入手方法は別杵速見地域広域市町村圏事務組合のホームページ (<http://www.bekkihayami-oita.jp/>) からダウンロードすること。

## 6 作成上の注意

(1) 会社概要書（様式1）

(2) 業務実績報告書（様式2）

以下の実績に対し、それぞれ1件以上記載してください。

① 火葬場に係る同種または類似業務を、過去10年以内に執行した実績。

② 発注者支援に係る同種または類似業務を、過去10年以内に執行した実績。

③ 環境影響評価に係る同種または類似業務を、過去10年以内に執行した実績。

(3) 担当者経歴書（様式3）

- ① 本業務を担当する職員の名簿（管理技術者1名、照査技術者1名、各担当責任技術者3名）  
担当者名と担当業務、業務従事年数等について記載する。
- ② 本業務を担当する職員の経歴  
担当者1名につき1枚ずつ作成し、資格や実績（過去10年以内の同種業務）等の経歴や手  
持ち業務量等について記載する。

(4) 提出先

本組合（下記 問合せ先）に持参のこと。

（土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで）

提出書類については分割による提出及び郵送による提出は認めない。

提出書類に不備がある場合は無効とする。

(5) 提出日

平成28年6月29日（水）15時まで

(6) 第1次質問の受付

質問は、質問・回答書に記載のうえ、電子メールで平成28年6月22日（水）15時までに  
提出のこと。電子メール以外による照会には一切応じない。

(7) 第1次質問に対する回答については、全てをまとめて平成28年6月27日（月）に別枠速  
見地域広域市町村圏事務組合のホームページにて公開をする。

(8) 参加者の決定

本業務に係る企画提案への参加者は5社程度とし、提出書類に基づき審査のうえ決定する。

なお、参加者には平成28年7月4日（月）に「提案書提出要請通知書」を発送し、参加でき  
なかつた者についてはその旨を通知する。また参加できなかつた者は、通知をした日の翌日か  
ら起算して5日（閉庁日を除く。）以内に、本組合に対して参加できなかつた理由について説明  
を求めることができる。

7 スケジュール（予定）

平成28年6月22日（水）	第1次質問締切日
平成28年6月27日（月）	第1次質問に対する回答の公表
平成28年6月29日（水）	参加意思確認書の提出期限
平成28年7月4日（月）	提案書提出要請通知書の発送
平成28年7月8日（金）	第2次質問締切日
平成28年7月12日（火）	第2次質問に対する回答の公表
平成28年7月21日（木）	提案書提出期限
平成28年7月29日（金）	ヒアリング
平成28年8月3日（水）	選定結果の公表
平成28年8月5日（金）	委託業務の締結

## 8 業務提案書の提出

本業務の業務提案書の提出を希望する者は、次の書類を作成し提出すること。

書式は、A4版縦型横書き・左綴じ（見積書を除く）とし、総ページ数は両面印刷で20ページ（A4枚数で10枚）を越えないこととする。文字サイズは11ポイント以上とし、簡潔にまとめ記述すること。

また、見積書は本業務に係る経費とし、積算にあたっての根拠等を明示のこと。

### (1) 提出書類の種類と部数

- |             |       |
|-------------|-------|
| ①業務提案書（様式4） | 10部   |
| ②見積書（様式は任意） | 原本 1部 |

### (2) 提出先

本組合（下記 問合せ先）に持参のこと。

（土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで）

提出書類については分割による提出及び郵送による提出は認めない。

提出書類に不備がある場合は無効とする。

### (3) 提出日

平成28年7月21日（木）15時まで

### (4) 第2次質問の受付

質問は、質問・回答書に記載のうえ、電子メールで平成28年7月8日（金）15時までに提出のこと。電子メール以外による照会には一切応じない。

### (5) 第2次質問の回答

第2次質問に対する回答については、全てをまとめて平成28年7月12日（火）に別杵速見地域広域市町村圏事務組合のホームページにて公開をする。

## 9 選定方法

選定は、別府市、杵築市及び日出町の職員等から構成される選定委員会を設置し、厳正な選定を行い、優先交渉者を決定する。なお、選定は別に定める選定基準に基づくものとする。また、各委員の持ち点は全員同様とする。

### (1) ヒアリングの実施

①日 時：平成28年7月29日（金）13：30～（予定）

②場 所：別途通知する。

③実施方法：1団体につき持ち時間30分以内とし、提案書について説明を行う。

（説明20分、質疑応答10分）

なお、説明時間の延長は認めない。

④出席者：管理技術者及び本業務を担当する予定技術者を含む4名以内。

⑤説明順序：提案書類の受付順とする。

⑥その他：ヒアリング会場にプロジェクタとスクリーンを準備するが、不測の事態等も想定されることからプロジェクタについては予備を持参すること。また、パソコンその他必要なものは、提案者が持参することとする。

(2) 優先交渉者の特定

業務提案書およびヒアリングの選定結果から、最優秀企画提案事業者 1 社、次点 1 社を特定する。なお、最優秀者との契約が不調となった場合には、次点の者と交渉を行う。また、選定結果については、ヒアリングを実施した者全員に文書にて通知する。選定内容については、非公開とし、選定結果についての異議申し立ては受け付けないものとする。

(3) 提案の辞退

提案を辞退する場合は、文書等書面によるものとし、必ず書類提出日までに辞退届（任意様式）を提出することとし、書面以外の届け出による辞退届は受理しない。なお、提案を辞退した場合においても、今後、本組合が発注する業務について不利益な取り扱いを行わない。

(4) 失格となるプロポーザル

次のいずれかに該当する場合は失格となる。

- ①提出書類に虚偽の記載がある場合
- ②選定委員と不正な接触をした場合
- ③著しく信義に反する行為を起こした場合
- ④会社更生法の適用を申請する等契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- ⑤選定の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑥その他、要領に違反した場合

10 業務提案書（様式4）

(1) 本業務の実施方針

特定テーマ①「発注者支援業務の留意点について」

特定テーマ②「環境影響評価の留意点について」

(2) 見積書

本業務全般の経費及び年度別・業務別の経費を分けて表示すること。経費の明細内訳を明示すること。見積書については、代表者印を押印すること。

(3) その他

- ①応募に関する費用は全額提案者の負担とする。
- ②本組合が受領した提案書類は理由の如何を問わず返却しない。
- ③提出期限までに提出されなかった書類等は、いかなる理由を持っても受理しない。
- ④提案書類受理後は、書類の追加、差替え及び再提出は認めない。
- ⑤ヒアリングにおいては、説明者は業務提案書に基づき説明するものとする。
- ⑥既存資料の閲覧等

業務提案書の作成にあたり、以下の資料の閲覧を行うことができる。閲覧にあたっては、「閲覧等により知り得た情報について、当該業務に係る提案及び受託後の業務履行以外の用途に一切使用しない、並びに第三者に対して開示を決して行わない」旨の誓約書（任意様式）を提出すること。なお、複写等に係る費用の一切は申請者が負担すること。

- 1) 資料名：秋草葬斎場の設備更新に係る施設状況調査及び基本計画策定業務報告書

2) 閲覧場所：11 問合せ先参照

3) 閲覧期間：平成28年6月16日 ～ 平成28年7月21日

⑦事業内容の詳細については、契約予定者を特定した後、協議により変更する場合がある。

⑧参加業者が1者であっても評価を行い、最優秀提案事業者として適当でないと認められる場合は、最優秀提案事業者を特定しないことがある。

⑨提出された提案書等については、別杵速見地域広域市町村圏事務組合情報公開要綱（平成20年別広組告示第12号）に基づき公開することがある。

⑩契約保証金は免除とする。

⑪契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

⑫契約書の作成の可否：要

## 1.1 問合せ先

別杵速見地域広域市町村圏事務組合 事業第2係

所在地 〒874-8511 大分県別府市上野口町1-15 別府市役所内

電話番号 0977-21-1126

FAX番号 0977-22-8554

ホームページ <http://www.bekkihayami-oita.jp/>

電子メール kouiki@city.beppu.oita.jp

秋草葬斎場の設備更新に係る事業者選定発注者支援業務等委託 選定基準表

1次審査

選定項目		選定事項	配点
業務実績 ・技術者	企業の実績	本業務を確実に実施できると見込まれる事業者であるか	20点
	管理技術者の能力及び実績	本業務を確実に実施するために必要な能力を持つ技術者が配置されているか。	10点
		本業務を確実に実施するために必要な経験を有する技術者が配置されているか。	10点
	照査技術者・建築責任者・発注者支援責任者・環境影響評価責任者の能力及び実績	本業務を確実に実施するために必要な能力を持つ技術者が配置されているか。	各5点×4
本業務を確実に実施するために必要な経験を有する技術者が配置されているか。		各5点×4	

2次審査

業務実施 方針	業務理解度	本業務を確実に実施できると見込まれる事業者であるか。	15点
	実施方針	業務実施手順に示す実施フロー及び工程計画が妥当か。多様な視点から課題に対応し、実現化へ導いていくことが可能なものとなっているか。	10点
	実施体制	業務遂行の人員計画が適切な配置となっているか。	10点
	特定テーマ①「発注者支援業務の留意点について」	的確性・実現性・独創性の観点で優れた提案がなされているか。	20点
	特定テーマ②「環境影響評価の留意点について」	的確性・実現性・独創性の観点で優れた提案がなされているか。	20点
ヒアリング	説明内容	説明内容の的確性。業務理解度・実施方針・体制の妥当性および技術提案の的確性が十分に説明されているか。	10点
	説明態度	説明のわかりやすさ、説明者の業務に対する意欲が強く感じられるか。	5点
	質疑応答	質問内容を的確に把握して、わかり易く適切な回答がされているか。	10点
合計			180点

1次審査で選出した5者程度の参加事業者について審査を行い、1次審査と2次審査の結果を合わせて、最終審査の結果とする。

- 1 最高点と同点の場合は、「業務実施方針」の点数が高い参加者を最優秀提案事業者とし、「業務実施方針」の点数も同点の場合は、選定委員会が最優秀提案事業者を決定する。

### 配置技術者の兼務の可否

	管理技術者	照査技術者	建築担当責任者	発注者支援責任者	環境影響評価責任者
管理技術者		不可	可	不可	不可
照査技術者	不可		不可	不可	不可
建築担当責任者	可	不可		不可	不可
発注者支援責任者	不可	不可	不可		不可
環境影響評価責任者	不可	不可	不可	不可	

※配置予定技術者の交代

契約に当たっては様式3-1により提出した配置予定技術者を配置するものとし、当該配置予定技術者の交代については、契約担当者が認めた場合を除き、これを認めない。